

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 8 回 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 25 年 3 月 11 日（月曜日）		開会 15 時 06 分		閉会 15 時 29 分	
開 催 場 所		第一委員会室					
出席委員		荒木、関藤、清水、渡邊、堀、山口、柴田、窪之内				事務局	中嶋事務局長
		議長					菊井次長
							村井主任主事
欠席委員		なし					
説明員					議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	次の事項について事務局から説明を受け、質疑を行い、確認済みとした。						
	1. 議長公選制の導入について						
	2. その他について						
	・ 10 階の議員OB室、図書室について廃止をしてはどうかという提案があり、次回委員会までに各会派で議論してもらい、結果を報告してもらうこととした。						
	・ 委員会室の活用について提案があったが、議会運営委員会で引き続き議論することとした。						
	3. 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することとした。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 議会改革特別委員長 荒 木 文 一 ㊞							

第8回 議会改革特別委員会

H25. 3. 11(月) 本会議終了後
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 議長公選制の導入について

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第8回 議会改革特別委員会

H25. 3. 11(月) 本会議終了後
第一委員会室

開 会 15:06

委員長挨拶（委員動静）

委員長 委員動静につきましては、全員出席。議長に出席していただいております。傍聴として、木下議員の出席を許可いたします。

1. 議長公選制の導入について

委員長 これまで数回にわたりまして、議長公選制の導入の是非の前段階について議論してきましたが、今回、いろんな課題、それから実際に平成 27 年に改選がありますが、改選後の日程を含めたものを、これがもちろん決定事項ではありませんが、たたき台としてきょう提示させていただきます。まず説明いたしますが、1 ページ目の前段から岡山県の前までを事務局から説明してもらいます。

（別紙資料に基づき説明する。）

中嶋事務局長
委員長 ここまでを案として盛り込んでいますが、前回もお話ししましたように、立候補にかわる非公式のものを持たないと全員が自分の名前を書くということになれば、先ほど説明しましたように5票が法定得票数となるので、これを超えない場合は、ずっと永遠に投票しなければならないということになります。私どもの案としては、非公式な場で、何らかの形で立候補にかわるものをつくり、その所信表明の場を非公式につくるほうがよいのではないかといい案です。実は投票も全く非公式にするという方法もありますが、一応私の案としては、そこは開かれた議会ということを目指しているので、投票に当たっては、記載台を設けて、1人1人議場で無記名で投票していただくのがよいのではないかといいことを記載しています。その後、他の内規等の例、立候補制の導入状況もありますので、続けて説明をお願いします。

（別紙資料に基づき説明する。）

中嶋事務局長
委員長 説明が終わりました。細かいことを言えば、5月7日の第1回臨時会は正副議長が決まるまでは臨時議長という扱いになります。

何か質疑はありますか。

窪之内 岡山県井原市の例が出ていますが、これがいろんなところで行われているような案なのか。選挙管理委員会を置くのかと思ったのですが、それは置かないで事務局が行っています。それは大体そういうことで行っているという理解でよいのか伺います。

委員長 全部を調べたわけではありませんが、ほぼ同じような形式になっています。あわせて、議長の立候補制の導入状況ということで、21年における全国の市議会実態調査806市のうち100市が選挙導入ということになっていますが、これは恐らく推測ですが、100市は公の場で、要するに本会議場で選挙を行っているということであって、前段に非公式に投票で決めているということも含めれば、恐らく半分以上がそうではないかと推察されます。

ほかに質疑はありますか。

清水 立候補制の導入状況が100市とありますが、委員長の説明で、選挙を行うのがとおっしゃいましたが、公選制、その場合立候補するのかわからないか、この3つがありますが、最初に公選制が幾つで、そのほかがどのようなになっているか伺

- います。
- 委員長 立候補制が認められていないのに、立候補制の導入状況と書いてあること自体が、ちょっと資料としては不備なのですが、細かい内訳まではわかりません。立候補制が認められていないのに、堂々と立候補制をうたっているところも実はありまして、そのことはある意味問題になっているようです。ほかに質疑ありますか。
- (なしの声あり)
- 委員長 ないようなので、これを一応皆さんに提示させていただきましたので、各会派で検討してもらい、次回はいつになるかははっきりわかりませんが、現在議会開会中ですので、会派協議が可能だと思われますので、次回までに細部を決めるかどうかは別にして、大枠をこの方式で導入してよいか最終判断にしたいと思いますので、次回までに判断いただきますようお願いしたいのですがよろしいですか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長 質問があれば、常時、答えられるものはお答えしますので、議会事務局まで問い合わせください。今後の課題が、実はどうするか分かれるところですので、大枠でこれでよいのかということ来判断していただきたいと思います。よろしくをお願いします。
- 清水 何かありますか。
- 正副議長、常任委員長などポストも今までは全てを会派の議席で比例配分していましたが、新しい議会なので、それは新しい議会で決めればよいということもあるのですが、全てを比例でということの一部選挙ということになれば、残りについてはどうなのだという事、この議会としてこういう話をして、もし、半分くらい議員がかわってしまったら、申し送りがあったとしても理解できないと思います。そういうこともあるので、一定のことを申し送ったほうがよいという気はします。
- 委員長 おっしゃるとおりで新しい議会になれば、新しくなった方たちが決めることなのですが、基本的には議長公選制については、導入をするということで、現議員の中で決定をしたいと思っていますし、案分表の論議も幾つかパターンがあると思いますので、そのことも含めて、それが大筋決まれば、細部を詰めていこうと思っています。
- ほかに質疑ありますか。
- 窪之内 先ほど質疑し忘れたのですが、立候補者以外の議員への投票も認めている理由は何なのか。全員協議会で立候補制をしているにもかかわらず、立候補者以外の投票も認めるというのはどういうことか伺います。
- 委員長 これは、ここの議会がこういうように決めているという話で、そこも恐らく細部の詰め論議になると思います。
- 菊井次長 立候補制としてはいますが、元々、立候補制ということがないため、そのない中で本番で選挙をするということは、そこでは認めなければならないということになります。
- 委員長 その辺もある程度理論的に考えて、そういうふうにするのであれば、そうならざるを得ないという理由づけをきちんとしてほしいと思います。
- ほかに質疑はありますか。
- (なしの声あり)

委員 長 ないようですので、1については確認済みとします。

委員 長 2. その他について

山 口 委員から何かありますか。

委員 長 新政会からの提案で、10階の議員OB室、図書室について、廃止をしてはどうかということで、各会派で検討をいただきたいと思います。

委員 長 ここで恐らく問題になるのは、議員OB室自体は設置義務はないのですが、図書室はあります。それをほかの部屋に振りかえられるかどうかということが論点の1つ。もう一つは、恐らく議員OB会にもそのことは全く打診しないわけにはいかないと思いますので、一応了解いただけるかは、こちらサイドで確認を取っておきますので、会派内で議論をしていただいて、次回各会派の結果を聞きたいと思います。

堀 委員 長 このことについて何かありますか。

委員 長 現状として議員OB室、図書室というのは実際に使われているのでしょうか。先ほども言いましたように、図書室というのは使うかどうかにかかわらず、設置しなければならないとなっています。もう一つ議員OB室の活用としては、今のところ押さえているところでは、年1回の議員OB会の役員会にのみ使われているということです。

窪之内 中嶋事務局長 ほかには質疑はありますか。

委員 長 書架というのはどれくらいの量があるのでしょうか。

委員 長 相当な数の書籍等があります。

山 口 必要なものは揃えなければいけないので、その辺ももう一回精査しますが、書籍等を考えて、あの部屋がいいのかどうかということを議論していただきますが、図書室はほかにも何らかの形で設ける必要はあるということになります。

山 口 ほかには質疑はありますか。

委員 長 この間新政会で部屋を見たのですが、地方自治法第100条で、議会には図書室を附置し、送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管しておかなければならないという規定があるので、以前に渡辺精郎議員が使っていた部屋を使ったり、第1会派控室の部屋の中に併置することは可能だと思います。その後、その部屋をどうするかというと市長部局に返すべきだと思います。

委員 長 ほかには何かありますか。

清 水 例えば、議会報告会をするのに冬に部屋を借りると最低でも5,000円はかかるのです。それで、委員会室を議員の報告会などに使うというのは、理にかなっているかと思うのですが、庁舎の有効活用という点で、どんどん開放を進める必要があると思います。これをルール化すべきと思いますが、9階の活用についても考えてはどうでしょうか。

委員 長 この前の議会運営委員会でも委員会室の利用については議論されかけていますので、その議論はその場でしたほうがよいのではないかと思います。また、10階の議員OB室を返した後どう活用するかというのは別な場面で議論させていただきます。

委員 長 ほかには何かありますか。

(なしの声あり)

委員 長 事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長 以上で第8回議会改革特別委員会を閉会します。

閉 会 15 : 29